第14回
定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年11月27日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

場　所

和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申しあげます。
・本年は、株主総会へご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
・株主総会後の決算説明会の開催を中止することといたしました。

目　次

招集ご通知	P　1
（提供書面）	
事業報告	P　2
計算書類	P 17
監査報告	P 20

株式会社農業総合研究所

（証券コード　3541）

証券コード　3541
2020年11月10日

株　主　各　位

和歌山県和歌山市黒田17番地４
株式会社農業総合研究所
代表取締役社長　堀　内　　寛

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年11月27日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

２．場　　所　和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項

報告事項　第14期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nousouken.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nousouken.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

全国の農業総産出額は、農家の高齢化等による作付面積の減少等に伴い長期的に減少していましたが、コメ、野菜等の需要に応じた生産の進展等から2015年以降は３年連続で増加し、2018年は前年に比べ2,184億円減少したものの、９兆558億円と引き続き高い水準を維持しております（出典：農林水産省「生産農業所得統計」）。他方、当事業年度における当社事業環境は、令和元年台風15号、令和元年台風19号など相次ぐ自然災害に加え、全国的な暖冬や東日本日本海側の記録的な少雪、さらには新型コロナウイルス感染症拡大により、景気の先行きへの不透明感が増しているなど、農産物流通への影響に留意が必要な状況が続いております。

このような環境のもと、当社の主力事業である「農家の直売所」事業の継続的な成長を図るため、生産者の出荷拡大に向けた摂津センターの拡張やバラ出荷方式の導入準備などを着実に実行し、流通総額の拡大と利益率の改善に向けて取組んでまいりました。また、コメ卸最大手の株式会社神明との業務提携契約や、レシピ動画サービスを展開するdely株式会社との業務提携契約を締結するなど、他社とのアライアンスも積極的に展開いたしました。さらに、経営基盤の拡大強化及び流通総額のさらなる拡大に備え、システム拡張と優秀な人材確保については追加投資が必要と判断し、計画を上回る追加投資や既存の職場環境改善を実施いたしました。加えて、この度の新型コロナウイルス感染症拡大により、取引先の休業などによって販売額減少などの被害を受けた生産者を対象に、全国から幅広く農産物を買取りする緊急買取支援を実施いたしました。2020年４月以降、全国的な緊急事態宣言に伴う外出自粛による導入店舗の青果需要の突発的な増加に対しては、全国の産地に構築した供給体制の活用や緊急買取支援を実施することで、柔軟に対応してまいりました。

また、６月には、増加する農産物の出荷量や加工業務への対応、利便性の向上などを目的に、東京加工センターを移転いたしました。新センターは、加工能力がこれまでの2倍となることに加え、共同仕入れによる物流の効率化やコスト削減を実現するなど、今後さらに高まる農産物需要と流通総額の拡大に対応してまいります。

このような取組みの結果及び新型コロナウイルスの感染が拡大する中、５月、７月、８月は単月の流通総額が10億円超を記録するなど、当社の重要な経営指標である「農家の直売所」事業による流通総額は10,862,643千円、2020年８月末日時点でスーパーマーケット等の国内小売店への導入店舗数は1,619店舗（前事業年度末より203店舗増）、農産物の集荷拠点である集荷場は92拠点（前事業年度末と同数）、登録生産者9,273名（前事業年度末より668名増）まで拡大いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,473,364千円（前事業年度比21.8%増）、営業利益は36,872千円（前事業年度比17.3%減）、経常利益は46,491千円（前事業年度比0.9%増）、当期純利益は31,289千円（前事業年度比41.0%増）となりました。

当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は21,669千円で、その主な内容は、集荷拠点の環境改善16,770千円、基幹システムの改修3,386千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、システム投資のため、金融機関より短期借入金として54,800千円の資金調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2017年８月期)	第 12 期 (2018年８月期)	第 13 期 (2019年８月期)	第 14 期 (当事業年度) (2020年８月期)
売上高（千円）	1,603,788	2,147,258	2,852,039	3,473,364
経常利益又は経常損失（△）（千円）	160,945	△26,237	46,094	46,491
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	106,851	△21,532	22,190	31,289
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	5.10	△1.03	1.06	1.49
総資産（千円）	1,234,302	1,423,992	1,543,335	1,751,262
純資産（千円）	582,627	587,254	609,202	644,795
１株当たり純資産額（円）	27.80	27.96	29.00	30.68

（注）１．当社は、当事業年度より連結計算書類非作成会社となったため、企業集団の財産及び損益の状況については記載しておりません。

２．2017年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を、2019年３月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。第11期（2017年８月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を計算しております。

３．各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第11期……スーパー等への導入店舗と登録生産者が順調に増加し、流通総額が拡大いたしました。

第12期……流通総額が順調に拡大したことに伴い、売上高は堅調に増加いたしました。
一方、事業基盤の成長スピードを加速させるため、物流やITシステム、人材採用等の先行投資により経常損失と当期純損失を計上いたしました。

第13期……引き続き、スーパー等への導入店舗と登録生産者が増加し、加工センターの開設や、農業資材販売サイトの開設、ECサービスの開始などの新たな取り組みにより、流通総額が拡大いたしました。

当事業年度……既述の「(1)①事業の経過及び成果」をご参照ください。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

①農家の直売所事業における新規委託販売先の獲得と既存委託販売先の取引拡大

当社は、農家の直売所事業において、特定の委託販売先に対する売上依存度が高い傾向にありますが、当社が継続的に成長・発展していくためには、既存委託販売先との取引の維持・拡大に努めるとともに、新規委託販売先の獲得が必要と考えております。

このため、営業体制の強化を図るとともに、委託販売先のニーズに合った農産物の供給等のサービス強化も図ってまいります。

②登録生産者へのサービスの拡充・新規登録生産者の獲得

当社は、登録生産者に対して、日々の売上情報や農産物ごとの相場情報等を提供しておりますが、今後、新規の生産者の確保や既存の生産者の離反を防ぐためにもさらなるサービスの拡充を図ってまいります。また、当社は、農家の直売所事業において、集荷場を開設し営業活動を行うことで、新規登録生産者を獲得しておりますが、今後、当社が継続的に成長・発展していくために、ポータルサイト等を活用した方法により、新規登録生産者を獲得していく方針であります。

③農産物の安全性

当社は、登録生産者等が持ち込む農産物の安全性については、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮でかつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けておりますが、スーパー等や生活者に、より「安心・安全」であることを訴求するために、今後さらなる農産物の安全性管理の強化を図っていく方針であります。

④海外展開

当社は、農家の直売所事業において、現在は日本国内を中心として展開しておりますが、少子高齢化の問題により、日本国内の市場は今後縮小していくものと予想されております。また一方で、「安心・安全」な日本産農産物の需要は海外でも高まっております。当社が継続的に成長・発展していくために、関連会社の株式会社世界市場を通じて、海外への事業展開を推進してまいります。

⑤経営管理体制の強化

当社では、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化、災害対策及び事業継続計画等、経営管理体制の強化が重要であると考えております。

このため、社員教育、組織体制や規程の整備・見直し等を定期的に実施することにより、経営管理体制の強化に努めてまいります。

⑥人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な拡大のために、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく方針であります。

⑸ 主要な事業内容（2020年８月31日現在）

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的としております。そのためにまずは、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しております。

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」になります。農家の直売所事業は、登録生産者から農産物を集荷し、原則翌日にスーパー等の「直売所コーナー」で販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の農産物直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者がご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

加えて、当事業年度の下期より、スーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」で販売する「産直卸事業」を本格的に開始しております。農家の直売所事業で培った「小売アカウント・物流インフラ・産地ネットワーク」を活用することで、生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を青果コーナーでも展開してまいります。

⑹ **主要な事業所**（2020年８月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	和歌山県和歌山市
営　業　所	東京営業所：東京都品川区、大阪営業所：大阪府大阪市淀川区 名古屋営業所：愛知県名古屋市中村区
集　荷　場	旭集荷場：千葉県旭市、富里集荷場：千葉県富里市、匝瑳集荷場：千葉県匝瑳市、深谷集荷場：埼玉県深谷市、紀の川集荷場：和歌山県紀の川市　他　計92拠点

⑺ **従業員の状況**（2020年８月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117（89）名	10（19）名増	33.6歳	3.2年

（注）従業員数は就業人員であり、パートタイマー社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社紀陽銀行	126,696千円
株式会社三井住友銀行	54,800
株式会社日本政策金融公庫	1,400

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年８月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　**70,800,000株**

⑵ **発行済株式の総数**　　**21,014,500株　（自己株式270株を含む。）**

⑶ **株主数**　　**4,420名**

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社プレンティー	4,575,000株	21.77%
及川智正	3,712,500	17.66
日本郵政キャピタル株式会社	2,625,000	12.49
堀内寛	2,152,500	10.24
澁谷剛	400,000	1.90
J．P．MORGAN BANK LUXEMBOURG S．A．1300000	377,339	1.79
BBH／SUMITOMO MITSUI TRUST BANK，LIMITED（LONDON BRANCH）／SMTTIL／JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	322,300	1.53
農業総合研究所従業員持株会	281,400	1.33
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	266,600	1.26
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMP J	210,050	0.99

（注）持株比率は、自己株式（270株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて記載しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長ＣＥＯ	及川　智正	株式会社マルマサフード社外取締役
代表取締役社長	堀内　寛	株式会社世界市場取締役
取締役副社長	松尾　義清	管理部長 株式会社世界市場取締役
取締役	坂本　大輔	経営企画室長
常勤監査役	清野　芳昭	株式会社世界市場監査役
監査役	後藤　弘之	株式会社プレンティー監査役 アイ・シンクレント株式会社監査役 Food's Style株式会社監査役
監査役	藤本　幸弘	シティユーワ法律事務所パートナー Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役

（注）１．常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役藤本幸弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．常勤監査役清野芳昭氏は、金融機関における長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社と常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
５．2020年8月31日をもって前川雅彦氏は、社外取締役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (－)	60,000千円 (－)
監査役 （うち社外監査役）	2 (2)	9,600 (9,600)
合計 （うち社外役員）	6 (2)	69,600 (9,600)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2013年７月30日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2013年７月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。また、2017年11月29日開催の第11回定時株主総会において、当該報酬限度額の範囲内で、取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として年額30,000千円以内と決議いただいております。

2．期末現在の取締役は５名、監査役は３名でありますが、上記人員との相違は、無報酬の取締役１名、監査役１名が存在していることによるものであります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・常勤監査役清野芳昭氏は、株式会社世界市場監査役であります。なお、株式会社世界市場は当社の関連会社であります。

・監査役後藤弘之氏は、株式会社プレンティー監査役、アイ・シンクレント株式会社監査役及びFood's Style株式会社監査役であります。当社とこれらの各兼職先との間には重要な取引関係はありません。なお、株式会社プレンティーは当社の筆頭株主であります。

・監査役藤本幸弘氏は、シティユーワ法律事務所パートナー及びM＆Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役であります。当社とこれらの各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	前川雅彦	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち19回に出席いたしました。取締役会において、議案につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	清野芳昭	当事業年度に開催された取締役会全20回、監査役会全13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	後藤弘之	当事業年度に開催された取締役会全20回、監査役会全13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に監査役としての長年の経験や幅広い知見に基づき、議案につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤本幸弘	当事業年度に開催された取締役会全20回、監査役会全13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

（イ）取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

（ロ）取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

（ハ）取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

（ニ）定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、リスクマネジメント規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限表に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

⑥　上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（イ）監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を構築します。

（ロ）取締役及び従業員は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前二号の説明又は報告をした者に対し、いかなる不利な取扱いもしてはならず、また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿します。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払い又は支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。

（ロ）監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会については、取締役会を20回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、経営企画室（内部監査担当部門）、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③　経営企画室（内部監査担当部門）は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行、内部統制監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,410,581**	**流動負債**	**1,010,182**
現金及び預金	614,501	買掛金	652,534
売掛金	772,820	短期借入金	54,800
商品	11,728	1年内返済予定の長期借入金	41,384
貯蔵品	81	未払金	161,732
前払費用	15,689	未払費用	6,517
その他	396	未払法人税等	28,608
貸倒引当金	△4,636	前受金	1,627
固定資産	**340,680**	預り金	10,787
有形固定資産	**43,677**	賞与引当金	37,763
建物附属設備	27,785	その他	14,427
減価償却累計額	△5,670	**固定負債**	**96,284**
建物附属設備(純額)	22,114	長期借入金	86,712
構築物	22,535	資産除去債務	8,193
減価償却累計額	△4,361	その他	1,379
構築物(純額)	18,174	**負債合計**	**1,106,467**
車両運搬具	3,605	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△3,605	**株主資本**	**644,795**
車両運搬具(純額)	0	**資本金**	**214,448**
工具、器具及び備品	4,422	**資本剰余金**	**199,448**
減価償却累計額	△2,828	資本準備金	199,448
工具、器具及び備品(純額)	1,593	**利益剰余金**	**231,141**
その他	3,169	その他利益剰余金	231,141
減価償却累計額	△1,373	繰越利益剰余金	231,141
その他(純額)	1,796	**自己株式**	**△242**
無形固定資産	**143,852**	**純資産合計**	**644,795**
ソフトウエア	143,852		
投資その他の資産	**153,150**		
関係会社株式	85,004		
投資有価証券	6,820		
繰延税金資産	38,076		
その他	23,250		
資産合計	**1,751,262**	**負債純資産合計**	**1,751,262**

損 益 計 算 書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,473,364**
売上原価		
商品期首たな卸高	4,801	
当期商品仕入高	1,350,683	
商品期末たな卸高	11,728	
売上原価		**1,343,757**
売上総利益		**2,129,606**
販売費及び一般管理費		**2,092,734**
営業利益		**36,872**
営業外収益		
受取利息	23	
受取賃貸料	2,757	
助成金収入	7,538	
その他	2,019	12,338
営業外費用		
支払利息	1,239	
賃貸費用	1,480	2,720
経常利益		**46,491**
税引前当期純利益		**46,491**
法人税、住民税及び事業税	34,663	
法人税等調整額	△ 19,461	15,202
当期純利益		**31,289**

株主資本等変動計算書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	212,296	197,296	197,296	199,852	199,852	△242	609,202	609,202
当期変動額								
新株発行	2,151	2,151	2,151				4,303	4,303
当期純利益				31,289	31,289		31,289	31,289
当期変動額合計	2,151	2,151	2,151	31,289	31,289	－	35,592	35,592
当期末残高	214,448	199,448	199,448	231,141	231,141	△ 242	644,795	644,795

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社農業総合研究所
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　島　拓　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社農業総合研究所の2019年9月1日から2020年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年９月１日から2020年８月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月23日

株式会社農業総合研究所　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　清野芳昭 ㊞

社外監査役　後藤弘之 ㊞

社外監査役　藤本幸弘 ㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
TEL 073－425－3333（代表）

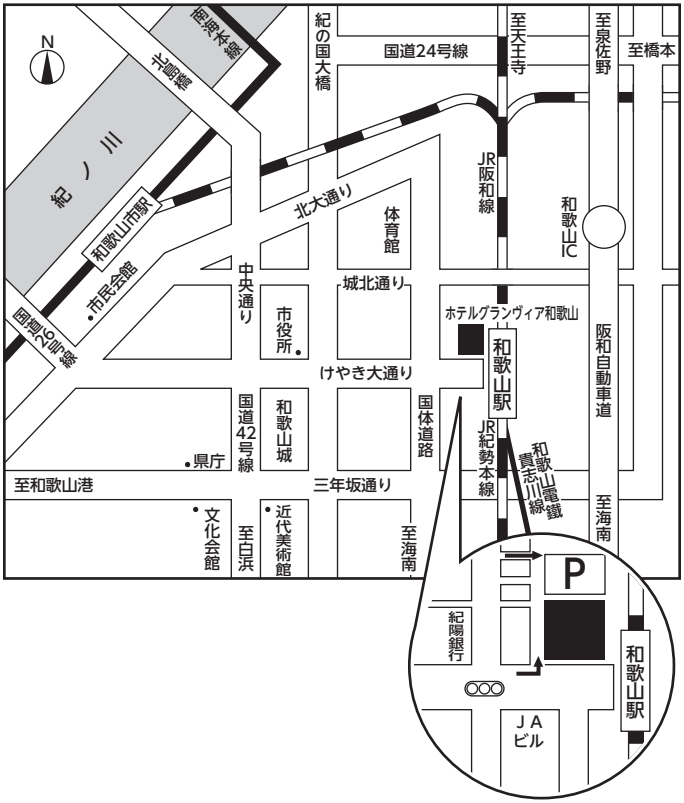

■交通　●ＪＲ「和歌山駅」より徒歩２分
●南海「和歌山市駅」より車で約15分
●「関西国際空港」より車で約40分
リムジンバス（空港⇔和歌山駅）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。